

5

運営記録

5. 1 規程集

(1) 北海道大学情報基盤センター規程

海大達第 11 号
平成 15 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道大学組織規則（平成 16 年海大達第 31 号）第 35 条第 5 号の規定に基づき、北海道大学情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の研究センターとして、情報化を推進するための研究開発並びに情報基盤の整備及び運用を行い、教育研究等の高度化を推進するとともに、情報メディアを活用した教育の実施及び支援を行うことを目的とする。

(研究部門)

第3条 センターに、次に掲げる研究部門を置く。

- (1) スーパーコンピューティング
- (2) 情報ネットワーク
- (3) デジタルコンテンツ
- (4) メディア教育
- (5) システムデザイン
- (6) サイバーセキュリティ

第3条の2 センターに、本学のサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するものをいう。）の強化を推進するため、サイバーセキュリティセンターを置く。

2 サイバーセキュリティセンターの組織及び運営については、別に定める。

(職員)

第4条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(センター長)

第5条 センター長は、北海道大学の専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2 年とする。ただし、再任されることができる。

4 センター長は、第 6 条に規定する北海道大学情報基盤センター協議員会の議を経て、総長が選考する。

第5条の2 センターに、副センター長 2 名以内を置く。

2 副センター長は、センターの専任の教授をもって充てる。

3 副センター長は、センター長の職務を助ける。

4 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長がその職務を代行する。

5 副センター長の任期は、2 年とする。ただし、その任期の末日は、センター長の任期の末日以前とする。

6 副センター長は、再任される能够である。

7 副センター長は、センター長の推薦に基づき、総長が任命する。

(協議員会)

第6条 センターに、センターに関する重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営については、別に定める。

(共同利用・共同研究委員会)

第7条 センターに、センターの共同利用・共同研究の実施に関する事項及びセンターの重要事項のうちセンター長から諮問された共同利用・共同研究に関する事項について審議するため、共同利用・共同研究委員会を置く。

2 共同利用・共同研究委員会の組織及び運営については、別に定める。

第8条 削除

(研究生)

第9条 センターにおいて、センターの目的と関連のある事項について研究をしようとする者があるときは、センターにおいて適當と認め、かつ、支障がない場合に限りこれを研究生として許可する。

2 研究生の受入れについては、北海道大学研究生規程（平成3年海大達第3号）の定めるところによる。

(事務)

第10条 センターの事務は、総務企画部情報企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議員会の議を経てセンター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 北海道大学大型計算機センター規程（平成6年海大達第41号）及び北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程（平成11年海大達第27号）は、廃止する。

3 この規程の施行の際、現に前項の規定による廃止前の北海道大学情報メディア教育研究総合センター規程第6条第1項の規定により研究生として許可され在学する者は、北海道大学情報基盤センター規程第9条第1項の規定による研究生として許可されたものとみなし、その研究期間は廃止前の北海道大学情報メディア教育研究総合センターにおいて許可された期間とする。

附 則（平成16年4月1日海大達第149号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月21日海大達第224号）

この規程は、平成16年4月21日から施行する。

附 則（平成19年4月1日海大達第168号）

この規程は、平成19年4月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月1日海大達第125号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第137号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第158号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 北海道大学情報基盤センター情報ネットワークシステム学内共同利用委員会規程（平成16年海大達第227号）は、廃止する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日海大達第 251 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 10 日海大達第 268 号）

1 この規程は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

2 北海道大学情報基盤センター教育情報システム学内共同利用委員会規程（平成 16 年海大達第 226 号）は、廃止する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日海大達第 33 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 北海道大学情報基盤センター協議員会規程

海大達第 12 号

平成 15 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道大学情報基盤センター規程（平成 15 年海大達第 11 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、北海道大学情報基盤センター協議員会（以下「協議員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 協議員会は、国立大学法人北海道大学における教授会への意見聴取事項等に係る規程（平成 27 年海大達第 42 号。次項において「意見聴取規程」という。）第 2 条第 1 号及び第 6 号から第 10 号までに掲げる事項を審議し、総長に意見を述べるものとする。

2 協議員会は、前項に定める事項のほか、北海道大学情報基盤センター（以下「センター」という。）に関する次に掲げる重要な事項を審議する。

(1) 組織に関する事項

(2) 教員の人事に関する事項（意見聴取規程第 2 条第 6 号から第 10 号までに掲げる事項を除く。）

(3) 予算に関する事項

(4) その他センターに関する重要な事項

(組織)

第 3 条 協議員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの専任の教授及び准教授

(4) 前 3 号以外の北海道大学の専任の教授のうちからセンター長が委嘱した者 若干名
(任期)

第 4 条 前条第 4 号の協議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の協議員は、再任されることがある。

(議長)

第 5 条 センター長は、協議員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第 6 条 協議員会は、協議員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 協議員会の議事は、別に定める事項を除き出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議員以外の者の出席)

第7条 協議員会が必要と認めたときは、協議員会に協議員以外の者の出席を求め、その者から説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議員会の庶務は、総務企画部情報企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議員会の運営に関し必要な事項は、協議員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 北海道大学大型計算機センター協議員会規程（平成6年海大達第42号）及び北海道大学情報メディア教育研究総合センター運営委員会規程（平成11年海大達第28号）は、廃止する。

附 則（平成16年4月1日海大達第150号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月21日海大達第225号）

この規程は、平成16年4月21日から施行する。

附 則（平成19年4月1日海大達第169号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第40号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日海大達第159号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第33号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 北海道大学情報基盤センター共同利用・共同研究委員会規程

海大達第 13 号
平成15年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道大学情報基盤センター規程（平成15年海大達第11号）第7条第2項の規定に基づき、北海道大学情報基盤センター共同利用・共同研究委員会（以下「共同利用・共同研究委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 共同利用・共同研究委員会は、北海道大学情報基盤センター（以下この項及び次条において「センター」という。）の全国共同利用及び共同研究の促進に関する次に掲げる事項を審議する。

(1) 共同利用・共同研究計画に関する事項

(2) 共同利用・共同研究事業計画に関する事項

(3) その他センターの重要事項のうちセンター長から諮問された事項

(組織)

第3条 共同利用・共同研究委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの専任の教授又は准教授のうちから 若干名
- (4) 前3号以外の北海道大学の専任の教授又は准教授のうちから 若干名
- (5) 北海道大学の職員以外の学識経験者 若干名

2 前項第3号から第5号までの委員は、センター長の推薦に基づき総長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 共同利用・共同研究委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、共同利用・共同研究委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 共同利用・共同研究委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 共同利用・共同研究委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 共同利用・共同研究委員会が必要と認めたときは、共同利用・共同研究委員会に委員以外の者の出席を求め、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 共同利用・共同研究委員会に、専門的事項を調査審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第9条 共同利用・共同研究委員会の庶務は、総務企画部情報企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、共同利用・共同研究委員会の運営に関し必要な事項は、共同利用・共同研究委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 北海道大学大型計算機センター運営委員会規程（平成6年海大達第43号）は、廃止する。

附 則（平成19年4月1日海大達第170号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日海大達第126号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日海大達第40号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日海大達第33号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 北海道大学情報基盤センター大型計算機システム利用規程

海大達第 15 号
平成 15 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 北海道大学情報基盤センター（以下「センター」という。）が管理・運用する大型計算機システム（以下「大型計算機システム」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

(利用目的)

第2条 大型計算機システムは、学術研究（その成果を公開し得るものに限る。）又は民間企業等が行う研究開発等のために利用することができる。ただし、北海道大学情報基盤センター長（以下「センター長」という。）が適當と認めたときは、その利用を妨げない限度において教育等に利用させることができる。

(利用者の資格)

第3条 大型計算機システムを学術研究のために利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校又は大学共同利用機関の教員及びこれに準ずる者
- (2) 独立行政法人に所属し、専ら研究に従事する者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 学術研究を目的とする国又は地方公共団体の機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (4) 学術研究を目的とする機関（前号の機関を除く。）で、センター長が認めた機関に所属し、専ら研究に従事する者
- (5) 科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行う者
- (6) 前各号に掲げる者が所属する機関との契約により共同研究の研究分担者として参加し、専ら研究に従事する者
- (7) その他センター長が特に認めた者

2 大型計算機システムを研究開発等のために利用できる者は、別に定める審査基準による審査を経た民間企業その他の法人に所属する者であって、センター長が認めたものとする。

(利用の申請)

第4条 大型計算機システムを利用しようとする者は、所定の申請を行い、センター長の承認を受けなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請を受理し、適當と認めたものには、これを承認し利用者番号を与えるものとする。

2 前項の利用者番号の有効期間は 1 年以内とし、当該会計年度を超えることができない。
(利用内容の変更)

第6条 大型計算機システムの利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、利用者番号の有効期間中に利用申請の内容に変更があったときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の協力)

第7条 センター長は、大型計算機システムの運用に関し、利用者の同意を得て協力を求めることができる。

(利用者番号の不正使用等)

第8条 利用者は、利用者番号を利用申請に係る目的以外に使用し、又は第三者に使用さ

せてはならない。

(利用の停止等)

第9条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又は大型計算機システムの運用に重大な支障を生じさせたときは、その者に係る利用の承認を取り消し、又は一定期間大型計算システムの利用を停止することができる。

(報告書の提出等)

第10条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、大型計算機システムの利用に係る事項について報告を求めることができる。

2 利用者は、大型計算システムを利用して得た研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等に大型計算機システムを利用した旨を明記し、当該論文等の写しをセンター長に寄贈するものとする。

(負担金)

第11条 大型計算機システムの利用に係る経費は、その一部を利用負担金（以下「負担金」という。）として利用者が負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めるとときは、負担金の全部又は一部を免除することができる。

2 大型計算機システムを利用しようとする者は、あらかじめ、負担金を負担する者及び負担金の負担経理を担当する責任者をセンター長に届け出なければならない。

3 第1項の負担金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる利用者が利用する場合 別表第1に掲げる額

(2) 第3条第2項に規定する利用者であって、大型計算機システムを利用して得た成果を公表する場合 別表第2に掲げる額

(3) 第3条第2項に規定する利用者であって、大型計算機システムを利用して得た成果を公表しない場合 別表第3に掲げる額

(負担金の負担方法)

第12条 負担金の負担は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 学内の利用者（科学研究費補助金で負担金を負担する者を除く。）については、費用の振替による。

(2) 学外の利用者及び科学研究費補助金で負担金を負担する学内の利用者については、本学の指定する日までに本学の指定する銀行口座への振込による。この場合において、既納の負担金は、還付しないものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、大型計算機システムの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 北海道大学大型計算機センターの利用に関する暫定措置を定める規程（昭和45年海大達第44号）及び北海道大学大型計算機センター利用負担金に関する暫定措置を定める規程（昭和45年海大達第45号）は、廃止する。

附 則（平成16年4月1日海大達第152号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日海大達第105号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日海大達第 173 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 19 日海大達第 9 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 1 日海大達第 177 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 18 日海大達第 33 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日海大達第 160 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 11 条関係)

コ ース	区 分	内 容	負 担 金
一般利用コース	基本サービス	大型計算機システム利用申請時の利用者登録 1 件につき	年額 12,960 円
	付加サービス	スーパーコンピュータ利用によるバッチ処理において 演算時間 270,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 2,700,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 27,000,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 65,000,000 秒まで (年度内利用に限る)	年額 32,400 円 年額 108,000 円 年額 540,000 円 年額 1,080,000 円
	ファイル利用	スーパーコンピュータ利用において 5 メガバイトを超えたとき 10 ギガバイトにつき	月額 1,080 円
	ファイル付加	スーパーコンピュータ利用において 0.5 テラバイトにつき 2.5 テラバイトにつき 15 テラバイトにつき アプリケーションサーバ及びオンラインストレージサーバ利用において 1 テラバイトにつき Amazon S3 互換オブジェクトストレージ利用において 1 テラバイトにつき	年額 32,400 円 年額 108,000 円 年額 540,000 円 年額 22,680 円 月額 1,890 円

			年額	22,680 円
		WebDAV ストレージ利用において 1 テラバイトにつき	月額	1,890 円
			年額	22,680 円
ホスティング サーバ	移行用サーバ	1 台につき	年額	38,880 円
	新サーバ	1 台につき	月額	2,268 円
プロジェクト サーバ	移行用サーバ	1 台につき	年額	27,216 円
	移行用サーバ	1 台につき	年額	38,880 円
	移行用サーバ	利用において 1 テラバイトにつき	年額	43,470 円
	S サーバ	1 台につき	月額	1,026 円
	M サーバ	1 台につき	年額	12,312 円
	L サーバ	1 台につき	月額	4,104 円
	S サーバ, M サーバ, L サーバ利 用において 1 テラバイトにつき		年額	49,248 円
	XL サーバ	1 台につき	月額	10,260 円
			年額	123,120 円
			月額	1,890 円
ペタバイト級デ ータサイエンス 統合クラウドス トレージ	L+サーバ	1 台につき	年額	22,680 円
	L+サーバ	利用において 1 テラバイトにつき	月額	41,040 円
	2L サーバ	1 台につき	年額	492,480 円
	Gfarm ストレージ利用において 1 テラバイトにつき		月額	20,250 円
			年額	243,000 円
出力			月額	1,890 円
	大判カラープリント		年額	22,680 円
	普通紙 1 枚につき			432 円
	光沢紙 1 枚につき			1,188 円
	クロス 1 枚につき			3,996 円

備考

- 一般利用コースにおいて利用できる大型計算機システムは、スーパーコンピュータ、アプリケーションサーバ、オンラインストレージサーバ、ホスティングサーバ（移行用サーバ及び新サーバ）、プロジェクトサーバ（移行用サーバ、S サーバ、M サーバ、L サーバ及び XL サーバ）、ペタバイト級データサイエンス統合クラウドストレージ（L+

サーバ及び 2L サーバ) , Web サーバ, ブログサーバ及びデータベースサーバとする。

2. プロジェクトサーバの S サーバは 1 台あたり 1 コアのサーバ, M サーバは 1 台あたり 4 コアのサーバ, L サーバは 1 台あたり 10 コアのサーバ, XL サーバは 1 台あたり 40 コアのサーバである。

3. ペタバイト級データサイエンス統合クラウドストレージの L+サーバは 1 台あたり 10 コアのサーバ, 2L サーバは 1 台あたり 20 コアのサーバである。

なお, L+サーバは 1 台につき 3 テラバイト (L+サーバ利用において 1 テラバイト, Gfarm ストレージ 1 テラバイト及び Amazon S3 互換オブジェクトストレージ 1 テラバイト) を標準構成とする。

4. 利用負担金は, 登録番号ごとに集計するものとする。

5. 基本サービスにおいては, スーパーコンピュータ利用に係るタイムシェアリングシステム, アプリケーションサーバ, オンラインストレージサーバ, Web サーバ, ブログサーバ及びデータベースサーバを利用することができる。

6. 演算に係る経費の負担は, 組み合わせて行うことができるものとする。

7. 演算時間の算出方法は, 利用ノード数に経過時間(秒)を乗じて計算するものとする。

8. ファイル付加においては, 別表 1 に掲げる定額を負担することにより, 相当する容量のファイル利用に係る経費の負担は要しないものとし, 当該ファイル付加に係る経費の負担は, 組み合わせて行うことができるものとする。

9. バルク利用 (スーパーコンピュータを研究グループで利用することをいう。) を希望するときは, 複数の利用者でバルクグループを構成し, 当該グループの代表者が申請するものとする。

なお, バルク利用できるサービスは, 演算, ファイル利用及びファイル付加とする。

10. ペタバイト級データサイエンス統合クラウドストレージについては, 一般財団法人高度情報科学技術研究機構 (RIST) が公募する HPCI システム共用計算資源の利用研究課題及び学校教育法施行規則に基づき認定された学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点 (JHPCN) が公募する共同研究課題の採択者に限って利用するものとする。ただし, センター長が適当と認めたときは, その利用を妨げない限度において利用することができる。

別表 2 (第 11 条関係)

コース	区分		内容	負担金
民間企業等利用コース	基本サービス		大型計算機システム利用申請時の利用者登録 1 件につき	年額 12,960 円
	附加サービス	演算	スーパーコンピュータ利用によるバッチ処理において 演算時間 270,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 2,700,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 27,000,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 65,000,000 秒まで	年額 48,600 円 年額 162,000 円 年額 810,000 円

		(年度内利用に限る)	年額	1,620,000 円
	ファイル付加	スーパーコンピュータ利用において 0.5 テラバイトにつき 2.5 テラバイトにつき 15 テラバイトにつき	年額 年額 年額	48,600 円 162,000 円 810,000 円
	プロジェクト サーバ	XL サーバ 1 台につき	月額 年額	61,560 円 738,720 円
	ペタバイト級デ ータサイエンス 統合クラウドス トレージ	2L サーバ 1 台につき	月額 年額	43,740 円 524,880 円

備考

1. 民間企業等利用コースにおいて利用できる大型計算機システムは、スーパーコンピュータ、プロジェクトサーバ（XL サーバ）及びペタバイト級データサイエンス統合クラウドストレージ（2L サーバ）とする。
2. XL サーバは 1 台あたり 40 コアのサーバ、2L サーバは 1 台あたり 20 コアのサーバである。
3. 利用負担金は、登録番号ごとに集計するものとする。
4. 基本サービスにおいては、スーパーコンピュータ利用に係るタイムシェアリングシステムを利用することができる。
5. 演算に係る経費の負担は、組み合わせて行うことができるものとする。
6. 演算時間の算出方法は、利用ノード数に経過時間（秒）を乗じて計算するものとする。
7. ファイル付加に係る経費の負担は、組み合わせて行うことができるものとする。
8. バルク利用（スーパーコンピュータを研究グループで利用することをいう。）を希望するときは、複数の利用者でバルクグループを構成し、当該グループの代表者が申請するものとする。
なお、バルク利用できるサービスは、演算及びファイル付加とする。

別表3（第11条関係）

コース	区分		内容	負担金	
民間企業等利用コース	基本サービス		大型計算機システム利用申請時の利用者登録 1件につき	年額 12,960 円	
	付加サービス	演算		スупーコンピュータ利用によるバッチ処理において 演算時間 270,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 2,700,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 27,000,000 秒まで (年度内利用に限る) 演算時間 65,000,000 秒まで (年度内利用に限る)	年額 64,800 円 年額 216,000 円 年額 1,080,000 円 年額 2,160,000 円
		ファイル付加		スупーコンピュータ利用において 0.5 テラバイトにつき 2.5 テラバイトにつき 15 テラバイトにつき	年額 64,800 円 年額 216,000 円 年額 1,080,000 円
		プロジェクトサーバ		XL サーバ 1台につき	月額 82,080 円 年額 984,960 円
		ペタバイト級データサイエンス統合クラウドストレージ		2L サーバ 1台につき	月額 58,320 円 年額 699,840 円

備考

1. 民間企業等利用コースにおいて利用できる大型計算機システムは、スупーコンピュータ、プロジェクトサーバ（XL サーバ）及びペタバイト級データサイエンス統合クラウドストレージ（2L サーバ）とする。
2. XL サーバは 1 台あたり 40 コアのサーバ、2L サーバは 1 台あたり 20 コアのサーバである。
3. 利用負担金は、登録番号ごとに集計するものとする。
4. 基本サービスにおいては、スупーコンピュータ利用に係るタイムシェアリングシステムを利用することができる。
5. 演算に係る経費の負担は、組み合わせて行うことができるものとする。
6. 演算時間の算出方法は、利用ノード数に経過時間（秒）を乗じて計算するものとする。
7. ファイル付加に係る経費の負担は、組み合わせて行うことができるものとする。
8. バルク利用（スупーコンピュータを研究グループで利用することをいう。）を希望するときは、複数の利用者でバルクグループを構成し、当該グループの代表者が申請するものとする。
なお、バルク利用できるサービスは、演算及びファイル付加とする。

5. 2 協議員会

5. 2. 1 協議員会協議員名簿

任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

所 属	職 名	氏 名
情報基盤センター	センター長	高 井 昌 彰
情報基盤センター	副センター長	高 棟 朝 雅 晴
情報基盤センター	教 授	大 宮 弘 学
情報基盤センター	教 授	水 田 正 弘
情報基盤センター	教 授	布 施 泉
情報基盤センター	教 授	岩 下 史
情報基盤センター	教 授	南 弘 征
情報基盤センター	教 授	杉 章 義
情報基盤センター	准教授	田 邊 鉄
情報基盤センター	准教授	平 林 治
情報基盤センター	准教授	重 田 介
大学院情報科学研究科	教 授	栗 原 仁
大学院メディア・コミュニケーション研究院	教 授	長 野 督
大学院教育学研究院	教 授	浅 川 幸
大学院経済学研究科	教 授	鈴 木 好
大学院農学研究院	教 授	平 野 司
大学院獣医学研究科	教 授	稻 波 修
大学院水産科学研究院	教 授	藤 森 澄
電子科学研究所	教 授	長 山 晴
大学院先端生命科学研究院	教 授	姚 閔
遺伝子病制御研究所	教 授	高 岡 教

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

5. 2. 2 協議員会開催状況

(1) 第 44 回情報基盤センター協議員会（平成 28 年 5 月 30 日開催）

議 題 1. サイバーセキュリティ研究部門准教授候補者の選考について

(2) 第 45 回情報基盤センター協議員会（平成 28 年 7 月 21 日開催）

議 題 1. 平成 27 年度収入・収支決算書及び平成 28 年度収入・収支予算書
(案) について

報告事項 1. 教員の再雇用に係る意向調査結果について
2. 平成 28 年度後期（10 月入学）研究生出願状況について
3. 第 27 回全国共同利用情報基盤センター長会議について（6 月 17
日開催）

(3) 第 46 回情報基盤センター協議員会（平成 28 年 12 月 1 日開催）

議 題 1. 情報基盤センター長候補者適任者推薦委員会の設置について

報告事項 1. 平成 29 年度前期（4 月入学）研究生出願要項について
2. 第 28 回全国共同利用情報基盤センター長会議について（11 月 8
日開催）

3. 第 21 回学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点運営委員会について（11月 8 日開催）
 4. 平成 28 年度国立大学共同利用・共同研究拠点協議会総会について（11月 25 日開催）
- (4) 第 47 回情報基盤センター協議員会（平成 29 年 1 月 30 日開催）
議題 1. 情報基盤センター長候補者の選考について

5. 3 各種委員会等

5. 3. 1 委員会および委員名簿

共同利用・共同研究委員会委員名簿

任期：平成 27 年 5 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日

所 属	職 名	氏 名
情報基盤センター	センター長	井 昌 彰
情報基盤センター	副センター長	高 棟 雅 晴
情報基盤センター	教 授	大 宮 学
情報基盤センター	教 授	布 施 泉
情報基盤センター	教 授	岩 下 史
情報基盤センター	教 授	南 征
情報基盤センター	教 授	平 林 武
情報基盤センター	准 教 授	杉 木 弘
情報基盤センター	准 教 授	高 橋 義
大学院文学研究科	准 教 授	行 木 章
大学院理学研究院	准 教 授	堺 泰
大学院薬学研究院	准 教 授	木 橋 孝
大学院工学研究院	准 教 授	谷 政
大学院情報科学研究院	准 教 授	山 田 朋
大学院農学研究院	准 教 授	岡 本 淳
大学院水産科学研究院	教 授	谷 藤 宏
電子科学研究所	教 授	長 山 澄
北見工業大学	教 授	升 井 晴
室蘭工業大学	教 授	桑 田 志
札幌医科大学	助 教	高 塚 隆
函館工業高等専門学校	教 授	山 田 太
北海学園大学	教 授	福 永 朗
東京大学情報基盤センター	教 授	中 島 誠
京都大学学術情報メディアセンター	准 教 授	深 沢 厚
		澤 圭一郎

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

① システム利用専門委員会委員

任期：平成 27 年 7 月 24 日～平成 29 年 3 月 31 日

区 分	所 属 部 局	職 名	氏 名
委 員 長	情報基盤センター	教 授	大 宮 学
委 員	情報基盤センター	教 授	岩 下 武
	情報基盤センター	准 教 授	杉 木 義
	情報基盤センター	助 教	深 谷 猛
	大学院文学研究科	教 授	樽 本 樹
	大学院理学研究院	教 授	石 渡 樹
	大学院農学研究院	教 授	谷 渡 宏
	大学院工学研究院	教 授	萩 原 亨
	総務企画部情報企画課	HPC システム運用チーフ長	更 科 広

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

② システム技術専門委員会委員

任期：平成 27 年 6 月 26 日～平成 29 年 3 月 31 日

区 分	所 属 部 局	職 名	氏 名
委 員 長	情報基盤センター	教 授	岩 下 武 史
委 員	情報基盤センター	教 授	大 宮 学
	情報基盤センター	教 授	棟 朝 雅 晴
	情報基盤センター	准 教 授	杉 木 章 義
	情報基盤センター	助 教 授	深 谷 猛
	触媒科学研究所	准 教 授	中 山 哲
	低温科学研究所	講 師	中 村 知 裕
	北海学園大学	教 授	岡 崎 敦 男
	総務企画部情報企画課	HPCシステム運用チーフ長	更 科 高 広
	総務企画部情報企画課	IT推進グループ長	成 田 一 郎

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

③ ライブドリ・データベース専門委員会委員

任期：平成 28 年 2 月 22 日～平成 29 年 3 月 31 日

区 分	所 属 部 局	職 名	氏 名
委 員 長	情報基盤センター	教 授	棟 朝 雅 晴
委 員	情報基盤センター	准 教 授	平 林 義 治
	情報基盤センター	助 教 授	深 谷 猛
	総務企画部情報企画課	HPCシステム運用チーフ長	更 科 高 広
	総務企画部情報企画課	HPCシステム運用チーム 特定専門職	吉 川 浩

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

④ 共同研究専門委員会委員

任期：平成 27 年 12 月 9 日～平成 29 年 3 月 31 日

区 分	所 属 部 局	職 名	氏 名
委 員 長	情報基盤センター	教 授	棟 朝 雅 晴
委 員	情報基盤センター	教 授	大 宮 学
	情報基盤センター	教 授	岩 下 武 史
	情報基盤センター	教 授	高 井 昌 彰
	情報基盤センター	教 授	水 田 正 弘
	情報基盤センター	教 授	布 施 泉
	情報基盤センター	教 授	南 鈴 征
	大学院経済学研究科	教 授	川 晶 夫
	大学院理学研究院	准 教 授	木 孝 夫
	大学院メディア・コミュニケーション研究院	教 授	野 督
	大学院情報科学研究科	教 授	杉 本 雅 則
	大学院保健科学研究院	教 授	藤 千恵次

北海学園大学
札幌学院大学

教 授 大 西 真 一
教 授 中 村 永 友
(平成 28 年 4 月 1 日現在)

5. 3. 2 開催および活動状況

北海道大学情報基盤センター共同利用・共同研究委員会

情報基盤センター共同利用・共同研究委員会（持ち廻り審議）

（平成 29 年 2 月 28 日）

協議事項 1. 平成 29 年度北海道大学情報基盤センター萌芽型共同研究公募要領
(案)について

